

## 管理技術者の兼務制限（測量・建設コンサルタント等業務）の緩和について（お知らせ）

令和 8 年 3 月 26 日  
土木建築局建設産業課

事業の円滑な執行を図るため、管理技術者の配置条件を緩和しているところですが、令和 8 年度も同様に緩和措置を継続することとしました。

### 1 専任及び兼務制限緩和の取扱い

管理技術者の専任及び兼務制限について、当初契約時点では『契約金額が 500 万円未満で兼務制限がない場合（以下「兼務制限なし」という。）』又は『500 万円以上 4,500 万円未満で兼務制限配置させた場合（以下「兼務制限」という。）』には、その後の変更において『契約金額が 4,500 万円以上で専任（以下「専任」という。）』になっても、**「専任」に変更せず「兼務制限」とする。**

（※色々なケースが想定されるため、別紙資料「管理技術者の兼務が想定される事例」を作成しましたので事務の参考としてください。）

	契約金額	専任	兼務制限
「専任」	4,500 万円以上	必要	兼務不可※
「兼務制限」	500 万円以上 4,500 万円未満	不要	当該業務の外に 5 件以上（500 万円以上 4,500 万円未満の業務）兼務しないこと※
「兼務制限なし」	500 万円未満	不要	兼務制限なし

※ 技術士又は一級建築士は当該業務の外に 10 件以上又は契約金額の総額が 5 億円を超える業務の管理技術者を兼務させないこととする。この場合の契約金額は変更後の金額で判断する。

### 2 対象期間等

- （1）令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに変更契約する業務
- （2）上記（1）を適用した測量・建設コンサルタント等業務に限り、対象期間終了後についても 1 の緩和措置を適用できるものとする。

### 3 その他

令和 6 年 5 月 31 日までに指名等した業務については、「契約金額」を「業務分野別金額」に読替えて適用する。

な	し…兼務制限なし
兼務制限…	一定の条件のもと兼務可能
専	任…兼務不可
※特例を適用した箇所は太枠	

## 【管理技術者の兼務が想定される事例】

## ◎ケース 1（契約金額の増額）

金額が 4,000 万円から 4,700 万円に増額だが、特例により、**兼務制限**。

	契約業務	
当初契約	4,000 万円	兼務制限
変更契約	4,700 万円	兼務制限

## ◎ケース 2（契約金額の増額②）

金額が 450 万円から 550 万円に増額のため、兼務制限。

	契約業務	
当初契約	450 万円	なし
変更契約	550 万円	兼務制限

## ◎ケース 3（契約金額の減額①）

金額が 600 万円から 400 万円に減額のため、制限なし。

	契約業務	
当初契約	600 万円	兼務制限
変更契約	400 万円	なし

## ◎ケース 4（契約金額の減額②）

金額が 5,000 万円から 4,000 万円に減額のため、金額帯により、兼務制限。

	契約業務	
当初契約	5,000 万円	専任
変更契約	4,000 万円	兼務制限

## ◎ケース 5（複数回の契約金額の変更①）

（第 1 回変更）

金額が 3,800 万円から 4,600 万円に増額だが、特例により、**兼務制限**。

（第 2 回変更）

金額が 4,600 万円から 4,200 万円に減額だが、価格帯により、**兼務制限**。

	契約業務	
当初契約	3,800 万円	兼務制限
第 1 回契約	4,600 万円	兼務制限
第 2 回変更	4,200 万円	兼務制限

## ◎ケース 6（複数回の契約金額の変更②）

（第 1 回変更）

金額が 4,800 万円から 4,000 万円に減額だが、価格帯により、**兼務制限**。

（第 2 回変更）

金額が 4,000 万円から 4,600 万円に増額だが、当初契約金額が専任の金額帯のため、第 2 回変更時には、専任。

	契約業務	
当初契約	4,800 万円	専任
第 1 回契約	4,000 万円	兼務制限
第 2 回変更	4,600 万円	専任